



福島医発第3080号(地)
平成29年 2月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

日本脳炎の定期の予防接種に係る積極的な接種勧奨の取扱い等について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局健康課より各都道府県衛生主管部(局)宛事務連絡がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて情報提供がありました。

本事務連絡では、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での意見を踏まえ、日本脳炎の定期の予防接種の積極的な接種勧奨の取扱いを下記のとおり取り扱うこととし、追って通知を発出するとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 平成29年度から平成36年度までの間、当該年度に18歳となる者について、年度ごとに、2期接種の積極的勧奨を行う。
2. その他、積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を完了している者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2期接種の積極的勧奨を行って差し支えない。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

(地Ⅲ235F)
平成29年2月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

日本脳炎の定期の予防接種に係る積極的な接種勧奨の取扱い等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課より各都道府県衛生主管部(局)宛事務連絡がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本事務連絡では、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での意見を踏まえ、日本脳炎の定期の予防接種の積極的な接種勧奨の取扱いを下記のとおり取り扱うこととし、追って通知を発出するとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 平成29年度から平成36年度までの間、当該年度に18歳となる者について、年度ごとに、2期接種の積極的勧奨を行う。
- 2 その他、積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を完了している者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2期接種の積極的勧奨を行って差し支えない。

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

日本脳炎の定期の予防接種に係る積極的な接種勧奨の取扱い等について

標記について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での意見を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管内市区町村及び接種医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、日本脳炎の定期の予防接種に係る積極的な接種勧奨の取扱いについては、おって健康局長通知を発出する予定であることを申し添えます。また、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについては、継続して一定の出荷がなされており、現時点において全国的な不足は生じない見込みですので、併せて申し添えます（平成29年1月30日 第11回予防接種・ワクチン分科会 参考資料2 参照）。

記

1. 平成 29 年度から平成 36 年度までの間、当該年度に 18 歳となる者について、年度毎に、2 期接種の積極的勧奨を行う。
2. その他、積極的勧奨の差し控えが行われた期間に定期の予防接種の対象者であった者のうち、1 期接種を完了している者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2 期接種の積極的勧奨を行っても差し支えない。

（参考）第 11 回予防接種・ワクチン分科会 資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000149977.html>